

平成30年度 第1回周南市人権教育推進協議会 会議録

【日時】平成30年5月30日（水）10時00分～12時00分

【会場】周南市徳山保健センター 健康増進室1

【出席者】委員12名（欠席9名） 教育委員会事務局他9名

《次第》

○委嘱状授与

○教育長挨拶

○自己紹介、職員紹介

○会長・副会長の選任

○議題

- (1) 平成30年度周南市人権教育の推進について（人権教育課）
- (2) 人権推進課の事業について（人権推進課）
- (3) 各団体の事業について（各委員より）
- (4) 質疑・その他

《各団体の取組について》

- 周南市企業職場人権教育連絡協議会では、周南市人権行政基本方針に基づき、企業・職場の社会的責任と自覚のもとに、会員相互が連携して企業人権教育の推進を目的として活動している。

本年度は新たに5社が加入し、現在82社で構成されている。事業内容については、5月18日に総会を行い、昨年度の事業報告、決算・監査報告を行った。その後、本年度の役員選出並びに事業計画、予算について協議を行った。総会終了後には第1回研修会を実施し、山口大学教授の霜川正幸（しもかわ まさゆき）先生にお越しいただき、「求められる人権感覚」と題した演題で、講演会を開催した。8月23日には山口県労働局の方にお越しいただき、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」との演題で、第2回研修会を実施予定である。10月17日には第3回研修会を徳山大学で開催予定であり、男女共同参画セミナーと企業職場ふれあい人権セミナーを兼ねて実施する。本年度は村木真紀（むらき まき）さまをお呼びして、「知っておきたいLGBT」と題して性的マイノリティに対する理解を深めていきたいと思っている。

2月5日の第4回研修会では新着ビデオ視聴会を実施し、終了後引き続き、第2回役員会を行う予定である。また、年間を通して各企業・職場において企業内自主研修を実施し、人権意識の向上に努めていきたい。

- 周南市社会福祉事業団は、市内で特別養護老人ホームを1箇所、軽費老人ホーム1箇所、デイサービスセンター3箇所、居宅介護支援事業所1箇所、地域包括支援センター1箇所を運営しており、所属する職員は200名弱いる。運営する施設において介護保険法

の施設運営基準で定める高齢者虐待防止や身体拘束廃止の施設内外における研修会や勉強会、施設内で設置した委員会を通じ、利用者の人権擁護に向けた取組みを繰り返し実施し、その徹底を図っている。具体的には、平成27年度の全国での数字だが、介護施設種別別の虐待事実の認知件数のうち、特別養護老人ホームが30%を占めており、理由としては教育、知識、介護技術等に関する問題が最多で65%、職員のストレスや感情コントロールの問題が27%で、これらを合わせると90%を超えている。私どもはこれらの分析を踏まえ、介護職員に対する介護技術の向上や維持の機会を与えるため、初級・中級・上級等階層別に各種研修会への参加を積極的に行っている。また、産業医監修によるストレスチェック制度の実施規定を整備し、個人レベルでメンタルヘルス不調となることを未然に防ぐ仕組みを取り入れ、心身共に健康で健全な職員による良質な介護サービスが提供できるよう本年度も昨年度に引き続き、サポートを続けている。

- 小学校では、学習指導要領の総則が全面実施となった。この柱では教育課程のカリキュラムのマネジメントを行うことが示されている。人権教育の推進にあたっては、全教育活動を通すことが重要であるが、来年度より以降、教科書が変わっていく中でそれに合わせて今年度からより効果的なカリキュラム作成に取り組んで行くことが小学校の重点となっている。
- 周南保護区保護司会では、昨年、保護司会全体の研修会として年4回、山口保護観察所から担当職員にお越しいただき、研修会を行った。また、人権教育課の職員からも1回ほど人権について講話をいただいた。本年度も研修会は年4回予定しており、サポートセンターでの公開講座をお願いする予定である。
- ともにSmileは、昨年の3月をもって活動は停止した「すまいるネット周南」の会員7名で立ち上げ、情報交換しながら市と共同の活動をしていこうと考えている。今社会情勢が変わってきており、働き方改革などが言われているが、男女共同参画についてどう取り組めばいいのか、しっかり考えていかなければならない。また、私自身山口市にある男女共同参画の活動グループであるシンクロナイドネットの会員となっており、男女共同参画の活動をどうしていけばよいか、ネットワークについて検討しようじゃないかということで、来月の9日開催される交流会にともにSmileのメンバー4人で参加し、これまでの活動を通していろんな意見を述べたいと思っている。情報提供の在り方については、確かにネットや広報等もあるが、それを高齢の方がどこまで見ておられるのかということもあり、しっかり情報の提供をしていかなければならないと考える。市の発展のために共同のまちづくりが必要である。
- 周南市身体障害者団体連合会では、年3回、人権に関する問題について協議することが多々ある。その際に障害者差別解消法ができ、それについて合理的な配慮ということがよく言われる。公的な機関と私的な機関とでは対応が違い、公的な機関では、障害に対する障壁に対しては除去しなければならないことが義務となっている。しかし、民間に

対しては努力目標であり、今の社会情勢でみるとこれが精一杯の法律であると感じている。しかし、我々障害者はそれに甘んじてはいけない。社会のバランスとか、経済的なこともあるため、行き過ぎないように、我々が社会で生きていく土台として、それを盾にしてものを言っただけとはいけないと会の中では言っている。共生社会というのは、出過ぎたことはいけないと、みんな等しく立場がそれぞれ違うので、その立場を尊重しなければならないと、我々だけが立場を強調しても駄目だと言っている。(障害者差別解消法が)一つの武器にならないように、これが精一杯の法律だから、これを非常に有りがたいと思って、我々ができる社会に貢献するような方向で、社会におんぶされることなく我々自立するような方向で進まなければいけないと伝えている。我々は常に社会生活の中で人権に関する問題に直面しているので、非常に敏感になっている。一つ言いたいのは研修ばかりではダメだということ。小・中学校でも施設を見学に行くことはたくさんある。施設の中で、同じような仕事を一緒になってするとか、そういうのが含まれないと精神の向上・浄化というものができないと考える。同じように仕事をして初めて理解できるのだとこのような会議がある際に伝えている。施設を見学するのではなく、施設に入って半日でもあるいは3時間でも4時間でも同じような仕事を一緒になってやる必要があると感じている。

- 周南市公立幼稚園長会では、公立の7つの幼稚園で、人権教育担当の職員を決め、1年に1回、今年度も7月に人権教育企画委員会の研修をすることにしている。ただ、学校を中心に開催される講演会にも参加している。ハートフル人権セミナーにはそれぞれの地域で各園から保護者の参加をいただいて人権についての研修を進めている。幼稚園は家庭から子どもが初めて参加する集団生活である。その中で子どもの気持ちを受け取り、その子の成長を見つめたりするのは実際にその子のお世話をする担任であったり、その園の教職員団体であったり、園長だったり一人でするのではなく、みんなでその子の成長のために保育が終わったあとにいろんな今日の出来事について話す中でお互いの人権意識を磨いたり、人権意識をそういうふうにつけていくのだと検証したりというのが毎日行われている。それに対する子どもの成長は各家庭にわが子の成長の喜びとともに、人権教育とか子どもを育てることの大事なわが子であるから、今は少子化であるし、その成長において家庭も変わって欲しい、家庭も築いてほしいということで、毎日保育に各先生一人ひとりが各園で、そして教育委員会の指導もいただきながら進めている。子ども達の未来はたくさん前に広がっている。その大事な最初の集団生活で受け持たせていただく幼稚園の現場として、各職員がお互いの情報交換をもとに共通理解をもとに幼稚園教育を進めていくことが、人権教育、人として人をお互い大切に思う心を育てるということに繋がっていると思う。

- 周南市中学校長会では、人権教育、学校におけるすべての教育活動の中で行っていくという姿勢で取り組んでいる。また、学校における取り組み、説明のあった内容、ほとんどの学校がそれに基づいて取り組んでいる。また、いろんな教育講演会等も地域と一緒に

なって開催する、そういった学校が非常に多くなってきている。

- 周南市民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という。）では、6月1日から10月1日までのハートフル人権セミナーに各地区民児協で近場の会場に交代で毎年参加しており、興味のある題材に対しては2地区に参加することもある。各民児協では視察研修もいろいろ行っており、その内容等を定期的に発行される機関紙に、報告書等を掲載し、全委員に配布するようにしている。先ほど、視察研修を行っても実際に体験してみないと行った意味がないというご意見があったが、参考にさせていただきたい。各個人の活動については、高齢ということで、認知症の問題が上がっている。
- 周南市人権擁護委員協議会は周南市、下松市、光市、平生町、田布施町、上関町の3市3町39名で構成されており、周南市の人権擁護委員は14名の委員がいる。活動内容としては、3部会に分かれ、それぞれがどこかの部会に入って活動している。企画部会では、年3回ほどの部内研修と外部からの講師を招いての研修を行っている。年1回広報紙を発行し、各団体等に配布している。啓発部会については、中学校の人権教室を行っている。今まで3年くらいしかならないが、当初は小規模校から始まり、昨年は大規模校の人権教室を行った。しかし大規模校での開催は難しく、昨年は講演という形になり、今はいろいろと県と協議し、どのようにしたら良い教育ができるかということで、研修をしているところである。施設や障害者施設での研修を行っている。また、下松の松星苑での祭や、熊毛で開催される周南子どもゆめまつりに参加している。これは、しおりづくりを通じて、人権についての教育を行っている。今年38回目を迎える全国中学生人権作文コンテストを開催しており、昨年は参加人数が1,110名あり、その中から優秀な作品を4品ほど県の大会に出品し、1品が優秀賞を獲った。その中で、16品ほど委員の中で周南市で編集し、冊子を作り、中学校や図書館等に配布している。子ども部会では保育園・幼稚園・小学校で人権教室を開催している。人権の花運動は、事業終了後に学校から花の育成記録を提出いただき、編集してファイルにし、小学校や図書館に配布している。相談については、常設では周南支局において、月・火・水・金の週4回ほど、委員が常駐している。その他に、特設相談として、毎月地域で1回開設している。人権週間が12月4日～10日に開催されているが、巡回啓発や街頭啓発、相談所の開設を行っている。6月にはSOSミニレターの全国版を小中学校に配布した。山口県版については11月に配布予定である。
- 地域人権教育連絡協議会では、市内10ブロック（旧新南陽・熊毛・鹿野地区の3ブロック及び旧徳山の7ブロックで構成）の地域に分かれ、それぞれの地域で、研修会を行っている。新南陽は大変広く、実際の研修は福川・和田・富田班と分れて開催している。周陽についても秋月・周陽・桜木班と分れて研修を行っている。10ブロックそれぞれに会長1名、委員は各種団体から集まり20数名、多いところは30名くらいいる。それから事務局はほとんどが市民センターの主事が担当している。10ブロックの半数が事務局を1年交代で行っている。実際には2年くらいで交代していくと良いと思うが、

なかなか難しいようである。先週、第一回目の連絡協議会があり、各ブロックでの計画の発表があった。来年の2月には報告会を開催予定である。

ブロックの研修としては、総会と研修会であるが、研修会の内容としては講演会や音楽の演奏会、ビデオ視聴会とか各地域に応じて工夫されている。その他にも、鹿野ブロックや熊毛ブロックでは標語の募集も行っている。課題としては、人権の研修に人を集めるということが難しいということで、いろいろなブロックでは学校とタイアップして学校の講演会として行っている状況もある。地域の人権教育の推進としては、地域の人にいかに多く集まっていただくかということが、大きな課題である。熊毛ブロックでは今年是一般の人のみで400人集めようと計画しており、参加者を増やすためにみんなが苦勞しなければならぬのではと思っている。あるところでは、カフェ方式といってお茶やお菓子を提供し、楽しい雰囲気でお話をする研修方法を実施しており、人権があまり堅苦しくなく語られる、また勉強してみようという気持ちになれる場を作るのが、これからの研修に必要でないかを感じている。

《質疑・応答》

なし